

田村のつぶやき 第15号

2023.12.22 発行

文責：島根県立江津高等学校長 田村康雄

ジェンダー・ギャップ

世界経済フォーラム（WEF）が今年6月、男女格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」と各国の順位を発表しました。それによると、日本は調査対象146カ国中125位、昨年の116位よりさらに順位を落とし、過去最低順位です。この指数は、経済・教育・健康・政治の4分野で、完全な平等を「1」として平等度を算出します。日本は教育と健康分野ではほぼ平等を達成しつつありますが、経済分野は0.561で123位、政治分野はわずか0.057で138位という結果でした。

多くの女性が政治に参加し、国のリーダーとなるのが当たり前になった世界で、日本は女性議員が少なく、国会議員（下院、日本は衆議院）の女性比率は、例えばフランスが37.8%、ドイツ35.1%に対して、日本は10.3%、もちろんこれまで女性の総理大臣は誕生したことはありません。社会の多様化が進んでいるにも関わらず、政治の世界は旧態依然です。実は、かつては先進国の多くが現在の日本と似たような状況にありましたが、フランスは選挙の候補者を男女同数とする「パリテ法」を成立させ、女性議員の割合を増やし、ドイツでは議席の一定数を女性に充てる「クオータ制」を実施し、閣僚の約半数を女性が占めています。日本でも「政治分野の男女共同参画推進法」が施行され、一部の地方議会では改善が見られているのですが、国政においては……。経済分野では、女性管理職の比率の低さ、男女の賃金格差が数値を大きく下げる要因となっています。

教育の分野でも、数年前に医学部入試で女性受験生らを不利に扱う得点操作などが発覚しました。医療関係者の間からは「妊娠や出産、育児があるから、女性医師数の抑制は必要悪だ」となど正当化する声も漏れましたが、不正入試を調べた調査委員会は「重大な女性差別だ」と厳しく批判。「女性医師のライフイベントの問題とすり替えることなく、男性医師も含めた働き方改革を」と、ジェンダー不平等の是正を進めるべきだとの見方が広がり、不正入試に係る訴訟では、裁判所が「医師の資質や学力の評価と直接の関係がなく、不合理で差別的」と大学を非難。訴えを起こした受験生に慰謝料を支払うよう命じました。最近の動きとして、工学部入試で「女子枠」を設ける大学が増えています（名古屋大、東京工業大など）。そもそも日本は、科学分野で活躍する女性研究者の割合が極端に低く、産業界からは多様な視点で研究開発ができる人材確保のため、女性技術者を求める声が大きくなっていることも背景にあります。

「パリテ法」や「クオータ制」、「女子枠」入試に対して、「男性への差別」という声もあります。アメリカでは、長らく続いていた大学入試における黒人優遇措置を「法の下での平等」に反するとして最高裁が違憲判決を出しました（現在の最高裁判事の多くがトランプ大統領時代に任命された保守派ということも背景にあると思われます）。こうした格差や差別を是正するための積極的な改善措置のことを「アファーマティブ・アクション」あるいは「ポジティブ・アクション」といいます。この場合の是正措置とは、民族や人種や出自による差別に苦しむ人々の、進学や就職、職場における昇進等において、特別な採用枠の設置や、試験点数の割り増しなどの優遇措置を指し、そのことは正当かつ適切な措置とされています。

今年最後の「つぶやき」です。少し早いですが、メリークリスマス！ 皆さん良いお年をお迎えください。